



保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

介護保険課からのお知らせ

●介護保険負担割合証

8月から介護サービスの利用には負担割合証の提示が必要です。

●更新申請の手続き

各種の申請はお済みですか？今年度から、要件が追加となったものもあります。詳細は市報しものせき7月号17^{ページ}で確認してください。▽8月中に更新の手続きが必要なものⅡ介護保険負担限度額認定証(要件の追加あり)、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
Ⅲ介護保険課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

介護サービスの苦情・相談は国保連合会か市へ

利用者の声(困った、不平・不満、不正な介護サービス提供が行われているなど)をお寄せください。※相談無料、秘密厳守

介護サービスを利用している方

か関係者 **Ⅳ**月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く **Ⅴ**相談先Ⅱ山口市国民健康保険団体連合会(山口市) 専用電話番号 ☎083-995-1010へ。
Ⅲ介護保険課(☎231-1371)

後期高齢者医療の被保険者証を更新しました

これまで使用していた後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。8月1日からは、新しい被保険者証でなければ病院などで受診することができません。まだ新しい被保険者証を受け取っていない方は、保険年金課か管轄の総合支所に問い合わせてください。保険料の納付の相談など、更新手続きが必要な場合があります。
Ⅲ介護保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課



非自発的失業者の保険料軽減措置等について

リストラなどで職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、在職中と同程度の保険料負担となるよう保険料が軽減される場合があります。対象者は申し出てください。



Ⅲ65歳未満の雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合で離職した方)か、特定理由離職

者(雇用期間満了などにより離職した方) **Ⅳ**対象者の前年給与所得を100分の30として保険料を算定。高額療養費などの所得区分判定でも給与所得同様の取り扱い。**Ⅴ**最新の雇用保険受給資格者証、印鑑
Ⅲ介護年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
Ⅳ介護年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

Ⅲ市内に住所がある、昭和25年9月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方 **Ⅳ**介護保険被保険者証 **Ⅲ**介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
Ⅳ介護保険課(☎231-3184)、各総合支所市民生活課 **▽**菊川(☎287-4006) **▽**豊田(☎766-2687) **▽**豊浦(☎772-4021) **▽**豊北(☎782-1924)



入院時の食事代減額認定証・限度額適用認定証の交付申請を

8月は、入院時の食事代減額認定証と限度額適用認定証の更新月です。



8月以降も認定証が必要な方で、平成27年度の更新が済んでいない方は、更新手続きが必要です。

Ⅲ国民健康保険証、印鑑 **Ⅳ**保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
Ⅲ介護年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

年金情報流出を口実にした犯罪にご注意を

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかける者が現れています。年金情報流出を口実にして、電話やメールで連絡すること、お金やキャッシュカードを要求すること、ATMの操作をお願いするということは一切ありませんのでご注意ください。
Ⅲ介護年金課(☎231-1931)、日本年金機構専用電話 ☎0120-818-211、下関年金事務所(☎222-5587)



後期高齢者医療健康診査の受診を

Ⅲ後期高齢者医療制度の被保険者 **Ⅳ**平成28年3月31日(木)まで **Ⅴ**健康診査項目Ⅱ問診、診察、血液検査(貧血検査含む)、尿検査 **Ⅳ**受診機関Ⅱ市内の各医療機関(受診券と一緒に一覧表を送付) **Ⅴ**受診券を紛失した場合Ⅱ被保険者証、印鑑を持参して、保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所で受診



相談

司法書士無料成年後見相談会

成年後見に関する相談について、相談者の希望日時・場所(山口市内)に相談員(司法書士)が訪問し、相談を受けます。※要予約

Ⅲ認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方 **Ⅳ**将来、判断能力がなくなったらどうしようかと不安がある方 **Ⅴ**これらの方を支える家族、支援者、福祉関係者など **Ⅲ**9月1日～30日の平日 **Ⅳ**8月17日～9月30日に、土・日曜日、祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時に電話で予約するか、はがき、ファクスに☎(7^{ページ})と相談内容、希望日時・場所を書いて、リーガルサポート山口(〒753-0048山口市駅通り二丁目9番15号 ☎083-924-5220 ☎083-921-0475)へ。
Ⅲ国地域包括ケア推進室 (☎231-1345)

行政書士による無料相談会

●8月7日(金)午前9時30分〜午後3時30分
 函長府東公民館 函相



●8月7日(金)午前9時30分〜午後3時30分
 函長府東公民館 函相
 不要 ▽相談先 山口県行政書士会下関支部事務局(☎256-5862)
 函生涯学習課(☎231-2054)

弁護士無料法律相談

●豊田総合支所 回8月21日(金)午後1時〜4時 函6人(先着順)
 回8月1日〜21日に、電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。

●市民相談所 回毎週月・木曜日
 ※祝日休み 函12人(相談日の1週間前から直接か電話で予約を)※職員による一般相談も平日(午前8時30分〜午後4時30分)に実施
 函市民相談所(☎231-3730)



農業委員会からのお知らせ

農地パトロールの実施

違反転用や耕作放棄地の発生を防ぎ、優良農地を確保し、農地を有効に利用するため、農地の利用状況を調査します。土地への立ち入りを行う場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
 函11月まで 函▽調査範囲 市内全域の農地

農地を相続した時は届け出を

相続遺産分割・包括遺贈を含むや法人の合併・分割、時効などによって農地の権利を取得したときは、農業委員会への届け出が必要です。
 函農業委員会事務局(☎223-6536)、北部支局(☎766-2729)

インターネット公売

函▽申込期間 8月17日午後1時〜9月1日 午後11時
 ▽せり売り期間(動産等) 9月8日 午後1時〜9月10日 午後11時
 ▽入札期間(不動産) 9月8日 午後1時〜9月17日 午後1時
 函 公売財産 動産等・不動産 ※内容の変更や、公売中止の場合あり
 ※公売財産、申し込みの詳細はホームページかYahoo!Japanホームページで確認を
 函納税課(☎231-1170)



浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽を使用している方は、使用を始めて3カ月経過後5カ月の間と、その後1年に1回は県知事が指定した検査機関の山口県浄化槽協会



宅内の汚水まですは定期的に掃除しましょう

公共下水道に接続されている家庭内の汚水まですは、構造上、汚水に含まれるわずかな固形物や油分がたまりやすくなります。放置しておくとなることがあります。各家庭で定期的に掃除しましょう。個人で十分可能です。



朝一番の水道水の使用について

朝一番やしばらく使わなかった水道水は、水道管の中に長時間水が滞留しているため、消毒用の塩素が減少します。水道管に鉛管を使用している家庭では、ごく微量の鉛が溶け出すことがあります。



朝一番の水道水はバケツ一杯程度、洗濯など飲み水以外の用途に使ってください。
 函上下水道局給水課(☎231-3115)

8月の臨時休館・休場日

- 新下関市場 回8月5・14・15・26日
- 青果市場室(☎256-0277)
- 公民館など 回8月13日、15日 函市立公民館(市全域)、アブニール、生涯学習センター(豊田・豊北)、ふれあいセンター(豊浦)
- 函生涯学習課(☎231-2054)
- サテライトオフィス(下関駅前・山の田) 回8月13日、15日(山の田のみ) ▽8月15日(下関駅前のみ)
- 函市民サービス課(☎231-1190)
- 豊浦勤労青少年ホーム、フオンテやまのた 回8月13日、15日
- 函産業立地・就業支援課(☎231-1310)
- 満珠荘 回8月13日(木) ▽日帰り入浴 午前9時〜午後3時まで。※館内の一般利用は午後3時まで
- 函満珠荘(☎222-1126)
- 唐戸市場 回8月14・15・16・26日
- 函市場流通課(☎231-1440)

8月の総合相談(心配ごと相談)



回下表の通り
 ▽社会福祉協議会=午前10時〜午後3時
 ▽社協各支所=午前10時〜正午 ※豊浦総合支所の行政相談は午前9時30分〜11時30分
 函①社会福祉協議会(☎232-2003)
 ②社協菊川支所(☎287-4480)
 ③社協豊田支所(☎766-3356)
 ④社協豊浦支所(☎774-1122)
 ⑤社協豊北支所(☎782-1799)

| 日 | 場所/相談員 | 問 |
|----|--------------------------|---|
| 5 | 社会福祉センター/民・函 | ① |
| 6 | 彦島公民館/民・函 | |
| 19 | 社会福祉センター/民・函・行・団 | |
| 20 | 長府公民館/民・函・行 | |
| | 川中公民館/民・函・行 安岡公民館/民・函 | |
| 27 | 小月公民館/民・函 | |
| | 勝山公民館/民・函・行 | |
| 10 | 菊川町総合福祉会館/函※・同・行 | ② |
| 28 | 社協豊田支所/函・行 | ③ |
| 8 | 社協豊浦支所/函 | ④ |
| | 11 | |
| 18 | 川棚公民館/函 | ⑤ |
| 20 | 豊北保健福祉センター/民・函・行 | |

民…民生児童委員 函…人権擁護委員
 行…行政相談委員 ※法務局職員も来所
 同…司法書士 団…社会保険労務士
 函…臨床心理士